

平成15年2月定例会総務常任委員会 3月5日

（鈴木和夫君） 公明党の鈴木和夫でございます。平成十五年度の予算につきまして若干質問をさせていただきたいと思いますが、特にこの十五年度の予算につきましては、電子入札、それから入札契約センター構想推進事業費等電子府庁の關係を中心に質問させていただきたいと思います。それからあと、後ほど時間があれば、大学院のサテライト教室、市町村合併、関空二期工事につきまして質問をさせていただきたいと思います。

今回、特に平成十三年度から行われている三カ年計画のe-ふちょう実施計画の中で、いよいよ来年度、十五年度が最終年度になるんですが、今回の予算案につきましてもさまざまなIT關係の事業費が含まれております。

そこで、お尋ねしたいんですけれども、特に電子入札並びに入札契約センター構想についてですが、平成十三年九月にいろんな汚職事件等がありまして、その教訓から、大阪府におきましては、最低制限価格の事前公表制度を導入されまして、確かにそういった点では、最低価格を公表するがゆえに、透明性という、最低価格がわからなかったもので、いろんな動きがあって汚職事件につながったという教訓からこういう形になったと思うんですけれども、ところが、十三年九月以降、そうなりますと、最低制限価格を発表しているものですから、その最低制限価格を複数の業者が入れることによって、みんな同数で固まってしまうというケースが出てきたということなんですけれども、その件数を、トータル的には、今回この入札契約センター事業ということで、総務部の方で土木、建築も含めた形で一元化されておりますので、その辺データをお持ちであればお示し願いたいと思います。

行政改革室IT推進課長（明石亮一君） 複数の業者が同じ価格になりまして、くじ引きで落札業者が決まっているということでございますけれども、その割合は、水道部の入札を例にとりますと、平成十三年九月から平成十四年八月までの一年間で八十九件中三十八件ということで、約四〇％を超える率であるというふうに伺っております。また、土木工事、建築工事につきましては、現在の時点では調査結果を入手させていただいておりますけれども、その最初の半年間ぐらいでは約二割であったというふうなことも若干伺っております。

（鈴木和夫君） 昨年の八月三日の朝日新聞の夕刊に、このくじ引き落札ということを出ているんですけれども、土木工事で、千八百八十二件のうちくじ引きでした件数が百九十六件、それから建築工事では、二百六十五件のうち百六件がくじ引きであったと。土木で一六％、それから建築で約四〇％ということで、今言われた水道部につきましては、平成十三年九月から十四年九月、昨年の九月までと。土木と建築につきましては、この十三年九月の開始から半年間、昨年の三月までと。私は、どういう推移になって、それからふえているかどうかということの実態を知りたかったもので、お尋ねしたところ、まだ十四年の四月以降は実態としてはわかれへんという答弁やったのは、本当にわからないんですかね。

行政改革室IT推進課長（明石亮一君） 現在調査中ということで、まだ数字はわかっておらないというふうに伺っております。

（鈴木和夫君） 十五年度からIT化をして電子入札をしようというさなかのときに、昨年の四月から、直近はわからなかったとしても、少なくとも私は、十四年度の三月を迎えるわけですから、実際はこれから電子入札をしていこうという中で、昨年の三月までしかわかれへんというのは、皆さん方のITということ、e-ふちょうと言いながら、電子入札をするということに尽きるのは、僕はちょっと怠慢ではないかと思うんですよね。これはどなたにお聞きしたらいいですかね。

行政改革室IT推進課長（明石亮一君） 確かにIT化ということで進めておりますけれども、現時点で、くじ引き入札の割合について、実情について把握されていないということで、私どもからも問い合わせさせていただきましたけれども、答えをいただくことができなかった次第でございます。

（鈴木和夫君） これは、総務部長の管轄になるんかね、この辺のところについての全体の枠としては、結局、総務部の所管として、土木部も建築部も水道部も含めて一元化した入札制度をしようというのが十五年度の予算に上がってきているわけですよ。それであれば、実態の把握というのは、当然僕は総務部で確認すべき話だと思うんですよね。これが、要するに行政改革という中じゃないんですか。どこが一体その辺のところを仕切ってやるんですか。

行政改革室IT推進課長（明石亮一君） 公共工事の入札制度そのもののあり方につきましては、現在、建築都市部を中心に検討委員会を設置をいたしまして、全庁的な検討体制のもとで、そのトータルの入札制度の改革について検討されているということでございます。

（鈴木和夫君） 実際、土木、建築から、今回トータルで一元化して、総務部の中にこの予算をとっているわけですから、僕は総務部の見解がやっぱり大事だというふうに思いますのでね。それはいいでしょう。

その部分で、問題は、今言いましたように、最低制限価格の部分で、約四割を超える物件が全部くじ引きやと。そうすると、確かに透明性ということは評価しますけれども、実際最低価格を入れるわけやから、そのままみんな、見積もり、積算しなくても、最低価格を入れてしまうというのが四割あるわけですから、これが本当に、じゃ、一般競争になっているのかということについては大変疑問があるわけですね。今回皆さん方がなさろうとしている電子入札については、そういったことがクリアできるかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

行政改革室ＩＴ推進課長（明石亮一君） 電子入札についてでございますが、現在開発中の電子入札の基本のシステムに加えまして、平成十五年度から十七年度にかけまして開発を予定いたしております新業者管理システムと新工事契約管理システムが完成をいたしますと、事業者からの入札参加資格申請から審査、通知、そしてそれに続く入札開札事務をすべてインターネットを通じて行うこととなります。その効果といたしましては、開札のときも含めまして、事業者同士が顔を合わせる機会がなくなりますし、また入札参加資格申請の事務の自動化によりまして、担当職員は開札のときまで参加事業者名を知ることができなくなるといったことから、入札の透明性、公平性が向上するものと考えております。

（鈴木和夫君） 大阪府の場合、土木の場合は、一億八千万未満についてはこの最低制限価格を適用すると。建築については、三億五千万未満については最低制限価格を適用するということになりますから、この部分については、最低価格を公表することによって、今まで一生懸命技術努力をすとか、あるいは積算の削減をして、コストを下げて何とかやりくりしようかというのがなくなってしもうて、それ以下でできる業者さんについても全部最低価格に落ちつくわけですから、本来の競争入札じゃなくて、僕はこれは抽せん入札じゃないかと。だれしもがそういう競争原理が働けへんで、電子入札をするのであれば、この辺のところも解決する方法を、今おっしゃった十五年、十六年、十七年ですか、であれば、僕はやるべきじゃないかと思うんですけども、その辺は解決できそうなんですか。電子入札の中で、こういった同じくじ引きにせないかんというような状況のものと改革というのはできるんですか。

行政改革室ＩＴ推進課長（明石亮一君） 電子入札についてでございますけれども、その入札のシステム化によって、入札の透明性、公平性が向上するものというふうに考えられますけれども、それとあわせて、入札の制度そのものの改革も、業務改革を図ることによって、トータルの入札制度としての公平性、あるいは今先生お示しのような抽せんといったようなことの改善といいますが、そういうふうなことがなされるというふうに考えております。

（鈴木和夫君） そうすると、先ほど私冒頭に言いましたが、今回新しく十五年度予算で上がってきている入札契約センター構想推進事業という中で、そういった土木、建築とか、そういう今までに行っているくじ引きというような形の部分も含めた入札制度の改革ということを検討されるわけですか。

行政改革室ＩＴ推進課長（明石亮一君） 入札契約センターでございますけれども、平成十五年度から、総務部、それから土木部、建築都市部など関係部局が中心となりまして、府庁の入札契約事務の、どちらかといいますと事務の集約化ということについて、検討体制を発足させるよう予定しております。さらに、平成十七年度をめどといたしまして、委託役務業務、物品調達業務とともに、一定規模以上の公共工事の入札契約事務について集約化を図った仮称の入札契約センターを具体化すべく検討を進めてまいります。

その中で、今、行政改革室のＩＴ推進課に、十五年度にはプロジェクト管理を行うグループを設置する予定といたしております。また、調達関係の事務の主な所管であります総務部用度課、それから建築都市部、土木部にも行政改革室の兼務職員を配置いたしまして、一つのプロジェクト組織として機能するよう密に連携しながら、全庁体制で検討を進めてまいります。

先生お示しのような、そういった集約化とあわせて、現在、先ほど申しましたような建築都市部を中心に、全庁的な体制のもとで公共工事の入札制度のあり方そのものを改革するといった試みがございますので、それとあわせて、その結果も踏まえながら、入札契約センター構想を実現してまいりたいというふうに考えております。

（鈴木和夫君） 最低制限価格によりまして、透明性、公平性ということが明らかになって、それはそれなりに評価してやるんですけども、ただ、そうなってくると、四割もこれから、データがありませんから私も言いづらいんですが、現場で確認するところ、ふえてきているということになっていますので、この制度をそのまま存続することはやはり大変厳しいだろうと。特にまじめな業者さんが一生懸命コスト削減しながらやる分についても、それが報われなくて、ただくじ引きに強い業者さんが落札すると、こういうふうな不公平感があってもいいけませんので、今回のこの中で、どうかそういったまじめな業者さんが報われる形の体制を編み出していただき

たいことを要望いたしておきます。

その関連で、電子府庁ということで、いよいよ平成十五年度で、来年度で一応完結した形の実施が出るわけですが、私自身は、庁内でのそういう事務の効率化というか、庁内での電子化ということも大事ですが、やはり府民から見て、今回のこの電子府庁 - e - ふちょうというんですか、それがやはり府民から見た目で利便がなければならない。そういうことで、二点についてちょっと質問をしたいと思うんです。

今回、国の方で、自動車の保有関係手続ワンストップサービス化というのが検討されておりまして、大阪府でもそのような検討を今なされているということで、特に自動車税の関係で府が関係していますので、そのことからしまして、運輸支局で、登録手続、印鑑証明、車庫証明、自動車税、それから自動車取得税、自賠責保険の加入とか、国、そして市町村、警察、大阪府税事務所関係が連結して、ワンストップサービスというふうな形で今動いているんですけれども、府民にとってどのような利便があるのか、簡単に結構ですから御説明してもらいたいと思います。

税務室税政課長（倉内一郎君） 今、先生の方からお示しのございました自動車の保有関係手続のワンストップサービス化でございますが、このサービスの範囲といたしまして、運輸支局等における登録手続、あるいは印鑑証明書、車庫証明書の交付、自動車税、それから自動車取得税、自動車重量税の納付、それから自賠責保険の加入、払い込みといたしました事務が、自動車の購入時や、いわゆる車検時に必要な一連の手続を対象としておるわけでございますが、これらの手続が、運輸支局や市町村、警察あるいは自動車税事務所といった行政機関の窓口に行く必要がなくなりまして、いわば自宅にいながらパソコンを使って一連の手続を行うことができるようになるということで、府民にとっても手続の迅速化が図れるというふうに考えておるところでございます。

（鈴木和夫君） ワンストップということですから、国、府、市、そういった形の団体を踏まえて、すべてのところで一カ所でそういう事務の合理化が図れるということで、府民からすると、今まで警察へ行かないかん、府税事務所へ行かないかんのが一本化されるというふうに理解するんですけれども、その関連で、そこまで今回電子府庁ということでそういう電算処理するのであれば、今、実は府民からして大変問題になっていますのは、車の不法投棄、ナンバーのついた車もそうですし、道端にほったらかしにされて、地元の自治会や住民の方が撤去してほしいという。ところが、市町村の方に言いましても、また警察に言いましても、その所有者の確認で大変時間がかかって、一年も、下手したら二年もその車が放置されたままやという、シールを張ったままという、そういう状態になっていましてね。

そういった形で、もしこういうふうな一元化した形で、今までこれは、車の所有につきましては陸運支局の管轄ですが、こういった形で、大阪府も、あるいは市町村も、ワンストップ化できるのであれば、例えばそういう住民から、自治会の方から、このまちの不法投棄した車を撤去してほしい、そういうふうな場合については、これに乗っかればもっと迅速な対応ができるかと思うんですけれども、その辺まで入らないのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

税務室税政課長（倉内一郎君） 今、先生の方から、いわゆる放置自動車に関する対応につきまして御質問がございましたが、ワンストップサービスを導入するに当たりまして、庁内の利便性の向上だけではなく、広い意味での府民の利益の向上を図る視点に立って業務を進めていくということは、非常に重要ではないかというふうに考えております。

ただ一方、ワンストップサービスにより集積されました各種情報につきましては、一連の手続に関与する行政機関において使用されるものとして全体的なシステムが構築されておりまして、また一連の保有関係手続における自動車の登録情報は、外部への提供を行わないことを条件として税の方に提供されているという状況もございます。それから、税務職員には、地方公務員法やあるいは地方税法により、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとする守秘義務が課されておりまして、さらに大阪府個人情報保護条例におきましても、これは事例に即してまた検討は必要ではございますが、個人情報を取扱事務の目的以外に利用することが原則的に禁止されているというふうな状況もございます。

このようなこともございまして、ワンストップサービスにより入手したデータを他の目的に供するということは困難な状況にございますが、今後国において検討される予定の個人情報保護法案の動向等も踏まえながら、ＩＴ化のメリットをできるだけ府民に還元する可能性については検討していきたいというふうに考えております。

（鈴木和夫君） 今の答弁を聞いていまして、あかへんということじゃないですか。国の法律もそうでしょうけど、また個人情報とかいうこともそうでしょうけど、やはり府民から見た形で、国の方はそんな、政府の方は一々まちにある不法投棄の車を撤去するような仕事はしてへんわけですから、実際やってるのは市町村、府道であれば府がやっているわけで、府の土木事務所とか、あるいは市町村が汗かいているわけですから、そういっ

たことを地方から発言せんことには、そういう形も入れるとおっしゃらんことには、国の法律でそうなるからでけへんというのは発想が違うと思いますよ、私は。そう思いません。

だから、そういう形の利便がもしあるのであれば、簡単に、今調べるだけで一年ぐらい追跡かかっているわけですよ。私の地元の、この間のときも、枚方警察署で確認するのに、電話して署に確認したり、行ってもうたり、大変な手間がかかっているわけですよ。このワンストップサービスというのは、本来そういう中でも使えるわけやから、個人情報とおっしゃるけれども、要するに違法な、ほったらかしにした、廃棄した車なんですから、そういったことで一年も二年もほったらかしにしてある分については、そんなことはおっしゃらなくても僕はできると思うんですよ。

だから、あなたの立場で、税の判断かもしれませんが、これはトータルとして、府としてのその辺のところの感覚を、セクションの話じゃなくて、全体のそういうワンストップサービスのあり方というのはどこで検討されているんですか。どなたにお尋ねしたらいいんですか、この質問については。

税務室税政課長（倉内一郎君） 今、先生の方から、幅広い府民利益を確保する意味で、そういう情報をいろいろ使えないかというような御指摘もございましたんですが、繰り返しになりますが、申し上げましたように、税が入手した情報というのはなかなか対外的に利用するというのは難しい部分もございますので、我々としては、そういう視点は十分踏まえながら、今後税に関するIT化をいろいろ進めていきたいなというふうに考えておるところでございます。

（鈴木和夫君） あのね、税の判断と違いますねん。車の所有者というのは、登録でできるんですよ、税は関係ないんですよ。陸運の方で登録した段階で、その所有者というのは確認できるわけですから、税と切り離れたところでもできるわけね。

ずっと先ほどから答弁を聞いていまして、e - ふちょうということでIT化ということをおっしゃっているけれども、すべてセクションごとの話の結合にすぎないわけですよ。全体としての、例えばそういう連結した形での施策、事業というものの見方がされていないからそうになってしまうんですよ。ですから、ただ単なるやった事業をくっつけようという発想やから、全体でトータル、総合的なそういうIT化というものを目指さなければ、本来の府民サービスにはなれへんと思うんですよ。

ですから、倉内さんがおっしゃっている税の立場からしたらそうですね、その名義を調べるだけでは、陸運だけでわかる、今でも教えてくれるわけですから、そんな別に個人情報 - - 僕たちだれが行っても見せてくれるわけですから、それをIT化しようというだけの話やから、でけへんことは絶対ありませんよ、僕から言わせたら。そういうふうな形のもっとトータルのIT化の推進をお願いしたいというふうに思います。これ以上しても話が進みませんので。

もう一つ、特に前回の私どもの代表質問でもありましたように、十五年度には、警察庁の方から、違法駐車に対して所有者責任にすると。今の駐車違反は、.....その違反した人しか、運転手しかできませんけれども、今後その所有者に対してもしようということで、これをIT化で使おうというふうに聞いていますので、その辺のところについての乗っかりも私はできると思いますから、もう少しその辺が、特に大阪府として、国に対しても要望あるいは検討をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、e - ふちょうという中で、IT化の中で、府民の利便という中で、府営住宅の関係が、これは当然、具体的話は建築都市部になると思いますけれども、ただ、一元化した形で、e - ふちょうということが総務部ですから、あえてお尋ねしたいんですね、私もこれは平成十三年三月十四日の土木建築常任委員会で提案したことがありまして、いよいよこのことについて、この中で、e - ふちょうの中でそれが実現するやに聞いていますので、府営住宅の申し込みについて、もし今ITの方で流れができておるのであれば、わかる範疇でちょっとお示ししたいと思います。

行政改革室IT推進課長（明石亮一君） 本年の五月から、府営住宅の申込手續の電子申請を予定をいたしております。具体的な流れでございますけれども、インターネットで申し込みをしようとされる方が、府のホームページにまずアクセスをいただきまして、募集住宅の一覧表を出していただきます。そのうち申し込みしたい住宅を検索をしていただきまして、そのまま申し込みのページに入ることができます。そして、必要事項を記入しまして、即時にボタン一つで申し込みを完了することが可能となります。これまでのように申込用紙をとるために窓口に行く必要がなく、また二十四時間申し込みが可能となるなど、申込者にとっては便利なものになるというふうに存じます。

さらに、府営住宅の入居者を決定する際には抽せんを行っておるわけでございますが、電子申請であれば、重複申し込みのチェックも簡単にできるようになるものと考えられます。また、申込手續用紙の節約や印刷経費の

節減等の効果もあるものと存じます。このような行政事務の効率化の効果につきましては、電子申請の普及が進めば進むほど増大するものと存じますので、府営住宅を初めといたしまして、電子申請を開始した手続につきましては、インターネットからの申し込みの割合が高まりますよう、関係部局とも連携しながらPRにも努めてまいりたいと存じます。

（鈴木和夫君）特に府営住宅につきましては、結構庁内でも手間がかかっていまして、お尋ねしたら、例の府営住宅の申込書が、一回当たり十萬部発行して約三千五百万の発行印刷費がかかっているということで、実際三萬五千の申し込みがありまして、そのうちの約七千件が記載ミスと。郵送で送って、一々手でチェックされて、記載ミスがあったらまた戻しているという、この事務だけでも大変な形で、これが今回導入されますと、大変庁内的にもロスもなくなり、また府民の方も、ホームページからすれば、間違っていればその時点で受け付けできませんから、出す方についてもミスが発見できますから、府民にとっても府庁にとっても大変いい形だと思います。

ただ、問題は、府営住宅の入居希望者の中で、なかなかITに対してできない方もおられるわけで、その辺については、今庁内でその分だけですけれども、例えば府民センターにそういう端末を置いて、そこでお年寄りや、あるいは余りそういうインターネットについてお詳しくない方が来られれば、サービスでその方が窓口で支援をして出してあげるとか、あるいは府営住宅の管理事務所でもそういう形の、各現場で、またでき得れば市町村の中にもそのような端末を置いてサービスをすることが、本来の大阪府としてのサービス、府民の利便を図る部分じゃないかと思いますので、今の現時点での電子府庁というのは庁内を中心としてされていますけれども、府民のベースからすると、やはり市町村であるとかさまざまな府の出先機関、いろんな機関を利用して、府民と直結するような形をとるべきではないかと思いますので、このことについてもし御意見とかそういうものがあれば、お示し願いたいと思います。

行政改革室IT推進課長（明石亮一君）ただいま先生から具体的な御提案がございましたけれども、IT化、電子府庁の実現につきましては、行政内部の事務の効率化とともに、やはり府民の利便性の向上、府民にとって便利で身近な府庁の実現というのをまず原則の第一番に掲げておりまして、お示しの趣旨も踏まえまして、府民にとって具体的に便利になったと実感できるようなIT化に向けて、さらに取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

（鈴木和夫君）いずれにしても、全面的に切りかわるということは難しいわけで、電子申請であるとか、さまざまな府民から見たベースの部分で、全面的に切りかわるめどというのはもう出されているのか。あるいは、府としていつぐらいまでを、例えば入札にしても、全面的にITに切りかえるということのめどか見通しがもしあるのであれば、ちょっと教えてもらいたいと思います。

行政改革室IT推進課長（明石亮一君）電子入札につきましては、電子入札といえますのは、参加業者が、その一点の入札に関する限りはすべて電子入札でやっていただかないとなかなか難しゅうございますので、一定規模以上のものからまず順次始めていきまして、平成十九年度には、本格導入といえますか、公共工事等につきましても、規模の小さいものまで含めて取り組めるよう調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、電子申請でございますけれども、これは全体の手続がまだ非常にたくさんございまして、本人の認証の問題とか、そういったような問題もありますので、なかなかすべての手続についての電子申請というのは、認証の問題等も解決しながら検討していく必要がございます。そういった府民の方の普及度合いもかわりますけれども、電子申請をやったからといまして、従来の紙による申し込みというのはすぐにはなくせないのではないかと。ですから、従来の申し込み方法に加えて、インターネットでも申し込みができるということによって、非常に利便性が高まるということで、その割合をPR等によりまして徐々に高めていきまして、その先で全面的に電子申請にできるのかどうかというふうな検討がされるべきではないかというふうに考えておりますので、今、申請について全面的にいつというふうなことは、具体的な時期は設定いたしておりません。

（鈴木和夫君）それじゃ、この関係の最後にしたいと思うんですけれども、物すごい幼稚な質問かもしれませんが、今府庁の方にもコンピューターを置いてはるというふうに聞いているんですけれども、例えば停電とか不慮の災害、事故の場合についての、例えばアクセスがでけへんとかというような問題等の危惧がありますので、その辺どういう形になっているのかということです。私たちは、二十四時間、三百六十五日稼働するというのがベストなわけで、今の現時点の体制はどうなっているのか、それがもし危惧するのであればどうするかということについて、ちょっと最後にお尋ねしたいと思います。

行政改革室IT推進課長（明石亮一君）停電時も含めたコンピューターの二十四時間稼働についてでございますが、現在自家発電装置によりバックアップいたしておりますのは、設備の能力の制限により、防災システム

用の電源と、この電源を利用いたします府のホームページの情報提供の機器など一部に限られておる状況でございます。このため、電子申請システムや今後整備いたします電子入札システムなど、府民向けサービスの拡大に伴い、安定したコンピューターの設置環境の確保が重要な問題であると認識いたしております。

府の庁舎や通常のオフィスビルでは、コンピューターの二十四時間稼働を保証できる環境を確保することは難しく、大規模な自家発電装置などを備え、安定した電源、空調環境を提供できます、いわゆるデータセンターと呼ばれる専門施設への機器の設置が適切であろうかと存じております。大阪府におきましては、本議会で条例案を御審議いただいておりますとおり、府立インターネットデータセンターの整備を計画いたしておりますが、この施設もそうした設備を整えておるところでございます。

この府立インターネットデータセンターは、公の施設であり、府民に幅広く御利用いただくものでございますが、電子府庁の安定した運営のため、その一部を庁舎として利用いたしまして、大阪府のコンピューターを設置することといたしております。具体的には、大阪府のホームページや電子申請、電子入札といった府民向けサービスを行う機器を中心といたしまして、平成十五年度中にこのデータセンターへ置くよう計画をいたしております。

以上でございます。

（鈴木和夫君） そういったことで、IXを置かれたインターネットデータセンターが、ことしの七月ですかなできるというふうに、今この予算書で上がってきていますから、そういった形の大きな投資もあるわけですから、財政効果を考えた形で運用をよろしく願いたいと思います。

それから次に、大学院のサテライト教室について御質問をしたいと思います。

府立の中之島図書館が明年で、明治三十七年開館ということで、百周年を迎えるということで、これを記念されたというふうに思うんですけども、この歴史と伝統ある中之島図書館におきまして、大阪産業再生の人材を育成するという視点から、大学院のサテライト教室を設置するというふうに今回予算書に上がってきています。大変ユニークな政策で評価するんですけども、どのようなコンセプトでなさるのか、ちょっと簡単に御説明願いたいと思います。

政策室計画課長（北野義幸君） 大阪府におきましては、総合計画で、大阪の再生、元気倍増を将来目標としておりまして、具体的な将来像といたしまして、人を育てる大阪を掲げております。大阪の最大の資源とも言えるものとして、進取の気風を持つ個性豊かな人を考えておりまして、大阪再生のためには、産業再生や都市再生を支える人材の育成が不可欠と考えております。

今日、高度な経営戦略や法務、IT技術といったものの要請が高くなってきておりまして、より実践的で高度な専門能力を有します社会人や企業家等を育成する学習機会を都心部に確保するということが社会的ニーズの大変高い課題であると認識しております。このため、明治以来、学びと文化の拠点として府民に親しまれ、来年百周年を迎えます府立中之島図書館を活用いたしまして、その立地特性を生かした新たなビジネス支援機能を付加し、機能の充実を図りますとともに、別館を専門職大学院のサテライト教室の受け皿として整備する予算をお願いいたしているところでございます。この図書館と大学院の連携が図られますことによって、中之島図書館が再び大阪、関西の学びの拠点としての機能が十分発揮していくことができますよう取り組んでまいりたいと考えております。

（鈴木和夫君） 現在、大阪市内には、大阪府立大学と関西学院大学のサテライトがあると聞いていますけれども、果たして今回、立地はいいんですけども、どのような大学誘致が進んでいるのか。すばらしいことであるので、広くコマーシャルもしなければなりませんし、誘致活動、現時点でどのような引き合いが来ているのか、問い合わせが来ているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

政策室計画課長（北野義幸君） 予算要求等に当たりまして、昨年十月に、大阪都心部で講座を開設されようとしております各大学のニーズを把握しようということで、近畿二府四県のすべての四年制大学百二十四校に当たりましたが、アンケートを実施いたしました。その時点では、中之島という特定をしたわけではございませんけれども、大阪市内に講座の展開を検討していただくとして、回答のございました二十一大学が関心を示されておりました。大阪、関西だけでございますけれども、その高い関心がわかったところでございまして、この事業は、社会人等に対して実践的で高度な学習の場を提供するということを目的としたものでございまして、入居大学院につきましては、広く、大阪、関西に限定いたしません、全国の大学に呼びかけたいと考えておる次第でございます。

また、海外の大学院に対しても、本国でビジネススクール等の実績を有しておるものに対しては、大阪都心部で多様な学習環境づくりに資すると認められるところでありますれば対象に含めたいと考えておりまして、この

二月二十一日に、全国の大学と、日本で既に活動をされております海外の大学院に案内状を送付いたしました。また、府庁のホームページに、日本語、英語版双方で案内文を掲示いたしておりまして、周知を図りましたところ、昨日までで、東北や四国に立地いたします大学、大学院、海外の大学院の日本校も含めまして、十五の大学から問い合わせがあったところでございます。海外の大学院につきましては、やはりすべて英語で授業が行われますことから、対象となる社会人のマーケット調査等を含め慎重に検討されているところと聞いておりまして、実際の応募は現時点ではまだまだ不明でございますが、大阪への期待なり関心の高さをしっかりと受けとめておく必要があるかと思っております。

（鈴木和夫君） 現時点で十五の大学院から問い合わせとか引き合いがあるということは、僕は、大阪にとってもありがたい話で、多くの企業、団体が東京へ行く中で大阪に関心を持っていただいていることは、すばらしいことでありますし、ひょっとすれば大阪の地盤沈下を防ぐつながりもあるわけでありますので、そうすると大変興味があるんですけれども、地方から - - 東北と四国とおっしゃいましたか来るというのはどういう、もしその辺の中身がわかれば教えてもらいたいと思います。

政策室計画課長（北野義幸君） 個別に関西を中心に意見交換もさせていただきまして、その中でも伺ったところと思うところを申し述べますと、やはり少子高齢化社会が進みますという流れと、十六年四月から国立大学が独立行政法人化を視野に入れておられまして、各大学が大学間競争として特色づくりに力を入れておられます。また、スキルアップを目指しておられる社会人が大変多くなってきているということから、社会人学生のマーケットの開拓ということを目指されて、事業所が集中しております東京、大阪といった都心部に大学、大学院のサテライト教室を開設されようとしている動きに基づくものではないかと思っております。

（鈴木和夫君） そうしますと、今回、中之島図書館でなさる分については、三フロアですか、そういうふうに聞いているんですけれども、十五がもし仮に全部希望が通れば、当然アッパー、足らんわけですから、ただ選考して、その施設の数だけじゃなくて、それだけ例えば地方からもそのような関心があるのであれば、ぜひともやはり誘致をすべきだと思いますし、この中之島にかかわらず、もし大阪府のそういう施設があるならば、そういった形の受け皿も必要ではないかと思うんですけれども、その辺のお考えはどうなんですかね。

政策室計画課長（北野義幸君） 先ほども御答弁させていただきましたように、全国の大学から高い関心を示していただいておりますので、こうした期待にこたえるためには、中之島図書館だけに限ることなく、さまざまなスペースに関する情報の提供を図りまして、大阪へのそういう学習機会の集積化という形で対応していきたいと思っております。

これまでも、社会人対象の夜間講座を大阪で開設したいという意向を持った大学院に対しましては、例えば本町にございます府立の商工会館でありますとか、マイドームおおさか、あるいは千里中央のライフサイエンスセンター等の紹介もさせていただきました。そのほか、国の方で、十六年四月には大阪大学の本部跡地にイノベーションセンターの建設も進んでおりまして、これらの各施設、また大阪市や経済界とも連携いたしまして、その他誘致に協力いただきます民間ビルも含めまして、多様な場を紹介して、関心のある大学院に提供していきたいと、今後ともそうした動きに努めていきたいと思っております。

（鈴木和夫君） 大阪は、江戸時代から、懷徳堂や適塾が、そういった形の部分で、民間で設置された形で多くの人材を輩出したわけでありまして、ちょっと言葉がきついかもしれませんが、今回のこの中之島のサテライト教室が平成の適塾になればというふうな思いも私もしておりますので、どうかそういう意味で頑張ってもらいたいと思います。

ただ、もう一つ、そういう実業界とかさまざまな企業人、社会人を対象とするわけですから、府と大学じゃなくて、それに対する産業も経済界も加味した産学官のそういう一体の、大阪はTLOがありますけれども、その辺ともリンクしながら、そういった総合的な人材育成というのができないのか、ちょっとお尋ね申し上げたいと思います。

政策室長（清水幸弘君） ただいま先生の方から、中之島のサテライト大学院、これにつきまして、平成の適塾というふうな期待をいただいておりますし、さらにこの取り組みにつきまして産官学での取り組みをという御指摘、御提言をいただきました。私どもといたしましては、先生御指摘いただいておりますように、大阪は、懷徳堂、適塾で代表されますように、人を集めて育ててきたという伝統を有しておりますし、そのことによりまして大阪が大きく発展をしてきたというふう考えております。そのため、大阪が魅力ある世界都市として発展していくために、かつてのような学びの都と言われるような機能、役割を一層充実していくことが必要だと考えているところでございます。

このため、産官学という話でございますが、去る一月二十七日に、大阪府、大阪市、関西経済連合会、大商 -

- 大阪商工会議所でございますが、この四者トップが一堂に会しまして、四者が相互の協力のもとに、オール大阪として内外に開かれた学習環境の整備を進めるということで合意をいたしたところでございます。具体的には、四者がそれぞれ相互協力のもと、多様な大学院の一層の集積に向け、内外の大学院に対して、中之島のみならず、行政、民間、活用可能な施設の情報提供を行うということでございますし、さらに大学院修了者の企業での登用ということも非常に重要なことでございますので、こういった登用促進の取り組みも行っていくというふうなことで合意をしたところでございます。

本府といたしましては、中之島図書館の機能充実を起爆剤といたしまして、大阪都心部におきます学びの機会を一層充実をさせまして、大阪が新しい学びの都として内外の人材を引きつけていけるようなものにしてまいりたいと考えておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

（鈴木和夫君） 特によろしくお願い - - ただ単なる大阪府が場所の提供者じゃなくて、今四者とおっしゃいましたので、四者の流れの中で、本当に平成の適塾を目指して頑張ってもらいたいと思います。

それから次に、市町村合併についてお尋ねを申し上げたいというふうに思いますが、最近さまざま、せんだっても守口、門真の合併協議会の話が出ていましたし、各地で動きが出てきているんですけども、府のあり方、市町村合併に対する府の立場というのはちょっとまだ不明確な点もありまして、お尋ねしたいんです。

大阪府は、平成十二年十二月に合併パターンというのを発表されて、それぞれの市町村に示されて、それを市町村が受けた形で今動き出して、それに全く入っていない部分もあるかもしれませんが、そういった中で、合併パターンだけ発表されて、実際の、その合併パターンに基づく、その市町村における市民の方々の利便、あるいは考え方、あるいは全体の合併効果といいますが、そういったものは示されておられません。むしろ、大阪府としての責務としては、そのような合併効果をもう少し明確に府民に示していくべきではないかと。特に合併することによって、それぞれ政令指定都市や中核市、あるいは特例市というような形の部分で流れが出てくるわけですから、その辺の流れをどういうふうにお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

市町村課長（小西禎一君） 市町村合併についての府の取り組みということでございますけれども、委員今お示しいただきましたように、平成十二年の十二月に合併推進要綱を策定して、その中で三十通りの合併パターンをお示しをしたわけでございます。これは、その後、市町村において合併について研究検討していただくための参考としてお示しをしたものでございまして、現在、このパターンどおりでないところもございますけれども、市町村での検討が進んでおるところでございます。

それからもう一点、この合併パターンで進んでいった場合の政令市等はどうなるのかというお尋ねでございます。合併パターンで最も合併が進んだ場合、現在大阪市を含めまして四十四市町村でございますが、それが十四市になるというふうに想定をしております。この十四市につきまして、国の合併支援プランで政令指定都市の弾力的な指定が言われていること、また中核市についても指定要件の緩和が行われておりまして、それらを踏まえて見てみますと、若干人口の届かないところも移行を展望できるということで含めて見ますと、大阪市を含めて政令指定都市が四つ、中核市が七つ、特例市が二つと、こういった状況になるというふうに見ております。

（鈴木和夫君） 大阪府内で政令市が四つ、中核市が七つ、特例が二つとなると、大阪府の存在というのはどうなるんですか。先ほど午前の会議で出ていた大阪都あるいは関西州のようなイメージになってくるんですか。どうなんですか。

市町村課長（小西禎一君） これは、合併パターンで最も進んだ場合ということでの数字ということで御理解いただきたいんですが、いずれにしても、今後市町村合併が進みまして、市町村の権限が強化されますと、その時点における大阪府の役割、あり方といったものが課題になってこようかと思っております。その点につきましては、午前中も御議論ございましたけれども、今、行革室、市町村課ともども地方自治研究会の場で議論を進めておるところでございまして、この春にはその中間的な論点整理もお示しをしていきたいというふうに考えております。

（鈴木和夫君） 特に各市町村がみずから権限を保有して、そしてまた住民のサービスが向上できる形の部分で、積極的な府としての支援、そういったものを特に要望しておきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、最後の質問でございますが、関空の問題について若干お尋ねをしたいと思います。

前回の総務常任委員会で関空一本でやりましたので、改めてお尋ねすることではないんですが、実は今、大阪府内でこのようなチラシが全戸配布されていまして、これは日本共産党さんのチラシなんです、この中に関空の二期工事の記載がありまして、日本共産党の府議会での論戦で、過大な需要予測など、関空二期が必要だとする理由はすべてなくなりましたと。二期工事に熱中しているのが自民党、公明党、民主党ですと。きっぱり中止すれば、これ以上のむだと浪費を防ぎ、府民の被害を最小限に食い止めることができますと、こういう記載があ

るんですが、今、逆に府の方は、この関西空港の二期工事につきましては全面的な取り組みをなさっておりまして、真っ向から意見が違うわけですが、これについての見解をお尋ねしたいと思います。

空港対策室空港推進課長（蜷川善夫君） 鈴木委員の御質問にお答えいたしたいと思います。きちんと説明すべきであるというふうな御指摘かと存じます。

関西国際空港につきましては、日本を代表する国際拠点空港として、我が国の海外渡航者の四人に一人、また国際航空貨物の三割を担い、地元大阪、関西のみならず、日本の社会経済活動に大きな貢献をいたしておるところでございます。

しかし、一方、海外に目を向けてみますと、世界規模での空港間競争が激化しているという状況がございます。特に近隣のアジア諸国におきましては、韓国のインcheonや中国の上海をその代表格といたしまして、国策により着々と大規模な国際拠点空港の整備が進められているところでございます。そういう中で、関西国際空港も大変厳しい競争にさらされているという状況でございます。

そういうことから、日本も、国際拠点空港などの基幹インフラにつきましては、明確な国家戦略とビジョンを持って整備を推進し、その国際競争力を高めていく必要があると我々考えているところでございます。そうしなければ、凋落が著しい港湾と同様、空港も世界から取り残されてしまうのではないかとという危惧を抱いているところでございます。

例えば申しますと、日本の港湾の代表でございます神戸港は、七〇年代、コンテナの取扱量が世界で第三位でございましたけれども、二〇〇〇年におきましては二十五位に甘んじているという状況でございますし、上位十五位から日本の港はすべて姿を消しております。一方で、香港、シンガポール、釜山等アジアの港湾の台頭が非常に著しいという現状にございまして、空港はこの港湾の轍を踏んではならないというふうに考えているところでございます。

また、一昨年九月の米国同時多発テロ事件以降、国際航空需要は低迷をいたしておりまして、昨今の国際情勢も不透明な状況にございますけれども、アジアの旺盛な成長力と、間近と言われております観光ビッグバンの到来などを背景に、中長期的には航空需要は拡大するものと多くの専門機関が予測をいたしております。

一方で、関西国際空港におきましては、昼間時間帯の混雑や夜間のメンテナンスなど物理的な制約があるという事情もございまして、ただいま申し上げた諸点を考え合わせますと、関空の二期事業は、大阪、関西の再生、ひいては日本の国際競争力を高めるというより大きな視点から議論される必要があるのではないかとというふうに考えているところでございます。

それから、もう一点でございますが、関空の建設に当たりましては多額の用地造成費用を要し、会社はそのため重い負債を背負っている状況にございますが、これも公害のない空港をつくるという大きな命題をクリアするためにあえて海上に建設した結果であり、このことの意義もいまだ一度確認する必要があるものと考えておるところでございます。

今申し上げました諸点につきましては、これまでもさまざまな形で説明をまいりましたけれども、それが十分理解をされていないということであれば、大変残念でございますし、我々の努力不足かと考えます。関西国際空港を立派な国際拠点空港として育て上げていくためにも、今後とも二期事業の必要性について一層の理解が得られますよう努めてまいりたいと存じます。

（鈴木和夫君） 本当に正々堂々と、府がちゃんとした形で将来の関西、そしてまた大阪の復権を目指して取り組んでいるプロジェクトなわけですから、ありとあらゆる機会に、府も媒体を持っているわけですから、負けんようにどんどんして、府民が正しい理解をする形で頑張ってもらいたい。強く要望しておきます。

というのは、これは平成九年二月のときの代表質問にこんな代表質問があるんですよ。大阪には、九五年度に十回以上国際会議を開いた会議場が既に七つあり、新たにりんくうゲートタワービルや帝国ホテルに開設されるなど多くの国際会議場が存在し、京都や神戸にも国際会議場がある中で、これ以上必要ありませんと。何の必要性もないこうした事業は、厳しい財政難の中では当然中止すべきではありませんかという、国際会議場にかかわることで、大型公共事業はやめろという形の部分の代表質問があるんです。

実際、じゃ、どうだったかといいますと、平成十二年にこの国際会議場がオープンした初年度は六二%の稼働率、十三年度は七二%、平成十四年 - - 途中でありますけれども、四月から十二月までで七二%というふうな形で、昨年の直近の決算では税引き前で三億八百万の利益が出ているわけですから、当初そういうふうな形で、大型公共事業はあかん、見通しはあかんと言いながら、実質的には成功しているわけですから、こういった形で一生懸命、関西国際空港についての二期工事を関西の復権を目指して頑張っているわけですから、もっともっと正しく府民の方が理解できる形で説明しなければ、僕はそれは大阪府としての責任やと思いますよ。その辺

どうなんですか。これからそういう広告媒体を使って、それは違うんやと、関西国際空港二期工事は大事だということの主張はしてもらいたい。このことについてどういうお考えなのか、ちょっとお示し願いたいと思います。

空港対策室長（伊藤誠君） お答え申し上げます。

あらゆる機会あるいは媒体を通じて、関西の再生、浮揚のため、あるいは我が国の空港を通じた交流の基盤の整備のため、もっともっとそのPR、情報提供に努めるべきであるという御指摘でございます。全くそのとおりだと思っております。

それから、関西空港事業に関しましては、御承知のとおり、大阪府だけではなくて、大阪府を含めまして二府七県、三政令市、十二の地方公共団体が出資、貸し付け、あるいはその他の支援をしております。経済界も同様でございます。合計で百を超える団体で構成をします全体構想促進協議会という広域団体も結成してございまして、そういったところでの情報提供、例えば定期的にメールマガジンを発行するでありますとか、これまでの紙媒体に加えまして、多様な形態での情報発信を試みてきたところでございます。今後とも、そういった団体との連携、あるいはいろいろな媒体、手段を活用しての正しいリアルタイムの情報発信ということにさらに努めてまいりたいと思います。

（鈴木和夫君） 時間が来ましたので終わらせてもらいますが、どうか府民の皆様方の利便を考え、また府民の方々が不満に思わない形の部分を府としても指導するのが、府の皆さん方の大きな責務と思いますので、そのことを要望いたしまして質問を終わらせてもらいたいと思います。ありがとうございました。